

平成30年4月から

新たな国民健康保険制度が始まります！

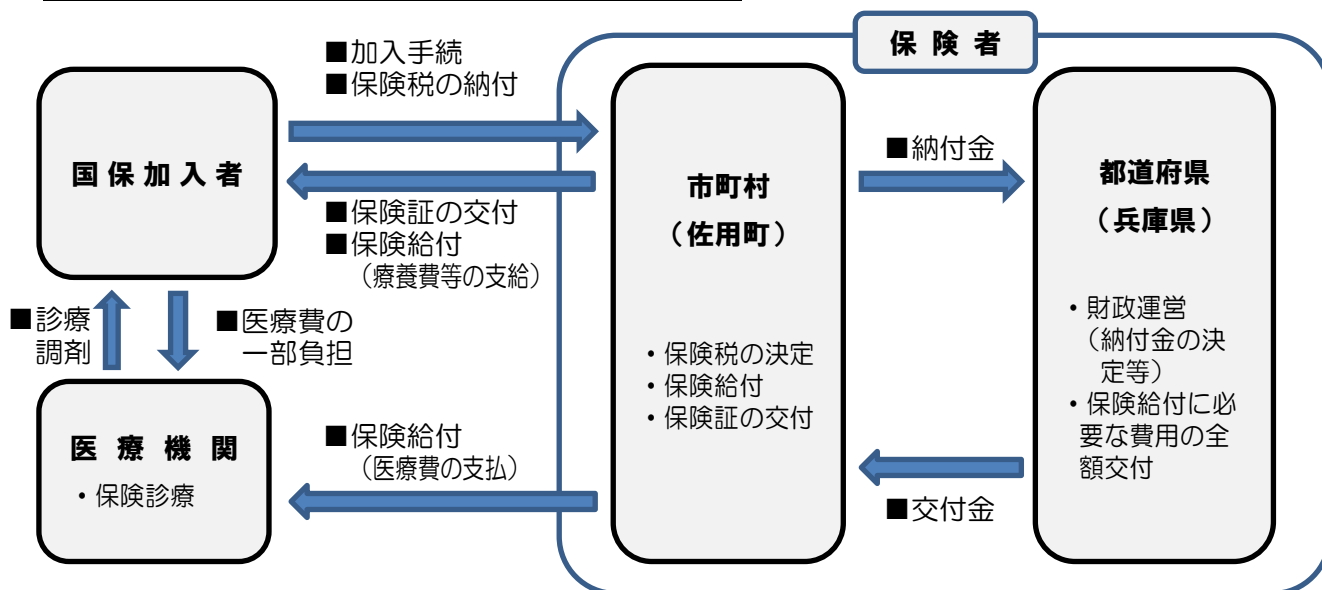
～ 国民健康保険制度の安定化に向けて ～ 法律の一部改正

国保とは、病気やケガをしたとき、安心してお医者さんにかかれるように、加入者が普段からお金（保険税）を出し合い、お互いに助け合っていこうという制度です。

国保を安定的に運営するためには、一定の規模が必要ですが、現行の市町村国保においては、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多い状況にあります。また、国保は、他の医療保険に比べると、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険料負担が重いといった、構造的な問題を抱えています。また、医療の高度化により医療費も増大しています。そこで、財政運営を都道府県単位の拡大するとともに、公費負担を拡充することにより、国民皆保険の要である国保の基盤を強化し、安定した制度として、次の世代に引き継ぐための改正が行われました。

- 国保制度は、現在、市町それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年度からは**県と市町が共同保険者**となって運営します。
- 国保財政を安定させ、国民皆保険を将来にわたり守り続けることが目的です。

平成30年度からの国保の仕組み（概略図）



国保の仕組みは変わりますが、加入者の皆さんの医療の受け方や保険税の納め方などは変わりません。また、各種手続きは、町役場で行います。

- 平成30年度以降も、これまでどおり、**佐用町が窓口**となり、住所変更や（職場の健康保険に加入した場合などの）加入脱退の手続き、療養費の給付の手続き、保険証の交付などを行います。
- 保険税も佐用町が賦課・決定し、通知書を送付します。保険税は町に納めます。町は、皆さんからの国保税などを元手として、兵庫県に納付金を納めます。

Q 何が変わるの？

● 次回の更新時より、保険証の様式が変わります。

県も保険者となるため、保険証の様式が変わります。「兵庫県国民健康保険被保険者証」となり、佐用町は交付者となります。

交付済みの保険証（今回送付の保険証）は、平成 30 年 4 月 1 日以降の最初の保険証の更新の際に変更となる予定です。

● 高額療養費の多数該当が県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます。

兵庫県内の他の市町に転居し、国民健康保険に加入した場合でも、転居前と同じ世帯と認められるときは、高額療養費の多数該当（※）が通算されます。

※ 高額療養費の多数該当とは、過去 12 ヶ月以内に高額療養費の支給が 4 回以上ある場合に、自己負担限度額が引き下げられる制度です。

Q 保険税はどうなるの？

● これまでは、市町はそれぞれ医療給付費等を推計し、国保料（税）の負担総額を決定し、保険料（税）率を決定してきましたので、現在の保険料（税）は市町ごとに異なっています。

● 今後は、兵庫県内で国保料（税）負担を公平に支え合うため、県が県内市町ごとの医療費水準（佐用町は、高い水準に該当します）や所得水準に応じた国保事業費納付金の額を決定します。そして、納付金等を元手として、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町に交付されることとなっています。

兵庫県は、市町ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）し、納付金の納付や保健事業を実施するのに必要な国保料（税）を定めるにあたり参考となる保険料（税）率を市町に示します。この率を参考に各市町で保険料（税）率を決定することとなっております。

兵庫県では、「市町における保険料の標準的な算定方法は 3 方式（所得割、均等割、平等割）を目指す。」としており、将来的に県下統一保険料（税）になった場合も 3 方式が採用されます。また、今回の国保事業費納付金の額を決定の際にも、3 方式により算出されています。

● 佐用町では 3 方式に資産割を加えた 4 方式による算定方法を採用しておりますが、4 方式から 3 方式への段階的な移行を検討しております。国保事業費納付金等の額との総合的に判断して税率を決定する予定ですが、現在と比べて、保険税が上昇する可能性があります。

佐用町役場 住民課 年金・保険室

電話 0790-82-0660 FAX 0790-82-0146